

## 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成24年3月～5月分)について

(参考) 問合せ件数推移

H23年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H24年1月	2月	3月	4月	5月
212	278	204	136	166	98	106	92	70	72	65	67

## 1. 3月分

## (1) 問い合わせ件数

平成24年3月1日～平成24年3月30日 72件

(うち、放射性物質関連 25件)

## (2) 内訳

項目	件数	主な内容
① 食品安全委員会関係	7件	
委員会	0件	
リスクコミュニケーション	7件	HP掲載資料(5件)等
② 食品健康影響評価関係	7件	
評価全般	0件	
化学物質系	4件	トランス脂肪酸(2件)、食品添加物(1件)、シュウ酸(1件)
生物系	1件	ヨーネ菌(1件)
新食品	1件	遺伝子組換え食品(1件)
BSE	0件	
その他	1件	放射性物質(1件)
③ 食品一般(リスク管理等)関係	55件	
化学物質系	6件	ダイオキシン(2件)等
生物系	1件	
新食品	0件	
プリオン	0件	
衛生関係	16件	衛生管理(8件)、輸入食品(2件)等
食品表示関係	6件	米トレーサビリティ法(2件)等
その他	24件	放射性物質(24件)(新基準値の設定、検査、個別食品の安全性等)
④ その他	3件	

## 2. 4月分

### (1) 問い合わせ件数

平成24年4月1日～平成24年4月27日 65件

(うち、放射性物質関連 20件)

### (2) 内訳

項目	件数	主な内容
(ア) 食品安全委員会関係	8 件	
委員会	2 件	
リスクコミュニケーション	6 件	HP 掲載資料(4 件)
(イ) 食品健康影響評価関係	8 件	
評価全般	0 件	
化学物質系	2 件	食品添加物(1 件)、発がん性物質(1 件)
生物系	1 件	生レバー(1 件)
新食品	2 件	遺伝子組換え食品(2 件)
BSE	1 件	
その他	2 件	放射性物質(2 件)
(ウ) 食品一般(リスク管理等)関係	44 件	
化学物質系	6 件	食品添加物(2 件)、農薬(2 件) 等
生物系	0 件	
新食品	3 件	健康食品(2 件) 等
プリオン	0 件	
衛生関係	12 件	衛生管理(6 件)、輸入食品(2 件) 等
食品表示関係	5 件	原料原産地表示(4 件) 等
その他	18 件	放射性物質(18 件)(検査、新基準値、個別食品の安全性 等)
(エ) その他	5 件	

### 3. 5月分

#### (1) 問い合わせ件数

平成24年5月1日～平成24年5月31日 67件

(うち、放射性物質関連 9件)

#### (2) 内訳

項目	件数	主な内容
(ア) 食品安全委員会関係	10 件	
委員会	2 件	
リスクコミュニケーション	8 件	HP 掲載資料(5 件)
(イ) 食品健康影響評価関係	14 件	
評価全般	0 件	
化学物質系	6 件	食品添加物(3 件)、汚染物質(3 件)
生物系	0 件	
新食品	3 件	遺伝子組換え食品(2 件)、DAG(1 件)
BSE	2 件	BSE対策(2 件)
その他	3 件	放射性物質(3 件)
(ウ) 食品一般(リスク管理等)関係	39 件	
化学物質系	6 件	食品添加物(2 件)、器具・容器包装(2 件)等
生物系	1 件	
新食品	2 件	
プリオン	1 件	
衛生関係	19 件	衛生管理(3 件)、輸入食品(3 件)等
食品表示関係	4 件	健康栄養表示(2 件)等
その他	6 件	放射性物質(6 件)(新基準値、検査、個別食品の安全性等)
(エ) その他	4 件	

#### 4. 問合せの多い質問等

Q 遺伝子組換え技術を利用して製造された添加物の安全性はどのように評価するのですか。

A :

我が国では、遺伝子組み換え技術を利用した食品や添加物のうち、厚生労働大臣が定める安全性審査の行われていないものの製造、輸入、販売などが禁止されています。

遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物で、現在厚生労働省から安全性審査の手続を経た旨の公表がなされているものは、 $\alpha$ -アミラーゼ、キモシン等の7種類16品目で、主に生産性向上を目的として遺伝子組換え微生物が利用されています。

食品安全委員会では、厚生労働省からの要請を受け、専門家により構成される遺伝子組換え食品等専門調査会において、科学的な知見に基づき遺伝子組換え食品等についての安全性の評価を行っています。

評価に当たっては、安全性評価基準に基づき、主に遺伝子組換えによって新たに付け加えられたすべての性質と、組換えによる悪影響が生じる可能性がないかという点について、これまで食べられてきた食品（非遺伝子組換え食品）と比較して評価を行っています。

遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物（以下、「遺伝子組換え添加物」という。）の評価も同様に、安全性評価基準に基づいて、遺伝子組換えによって新たに付け加えられたすべての性質と、組換えによる悪影響が生じる可能性がないかという点について、宿主や従来の添加物と比較して評価を行います。添加物は、その性質、用途、製法等が多岐にわたることから、それらを考慮した評価が必要になります。更に、製造に用いられた組換え微生物が残っている添加物については、加えて組換え微生物について詳細な評価を行うこととなります。

また、遺伝子組換え添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物については、最終産物としての添加物製品の安全性評価を行うことが適切であるという観点から、指定添加物と同等以上の高度な精製度であるかどうか、従来の添加物に比べて非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないかどうかを確認します。

なお、安全性評価基準においては、

- ①導入されたDNAが、その微生物と同一の種の微生物のDNAのみである場合  
（いわゆるセルフクローニング）
- ②組換え体と同等の遺伝子構成をもつ細胞が自然界に存在する場合  
（いわゆるナチュラルオカレンス）

に該当する微生物を利用して製造されたものは、この評価基準の対象には含めないとされており、①又は②に該当するかどうかを検討し、該当する場合には遺伝子組換え添加物としての安全性評価は必要ないと判断されます。ただし、当該添加物が人の健康に及ぼす影響の内容や程度が明らかでないと判断された場合には、その影響について検討されます。

(参考)

- ・ 遺伝子組換え食品等専門調査会（食品安全委員会）  
<http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/index.html>
- ・ 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（食品安全委員会）  
[http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/gm\\_tenkabutukijun.pdf](http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/gm_tenkabutukijun.pdf)
- ・ 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方（食品安全委員会）  
[http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/gm\\_hitanpakutenkabutu\\_kijyun.pdf](http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/gm_hitanpakutenkabutu_kijyun.pdf)
- ・ 遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準（食品安全委員会）  
[http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/gm\\_shokuhin\\_biseibutu\\_kijun.pdf](http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/gm_shokuhin_biseibutu_kijun.pdf)
- ・ 遺伝子組換え食品（厚生労働省）  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/idenshi/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/idenshi/index.html)
- ・ 安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト（厚生労働省）  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/idenshi/dl/list.pdf>
- ・ 安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト（セルフクロニング、ナチュラルオカレンス、高度精製品）（厚生労働省）  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/idenshi/dl/list3.pdf>